

医療介護総合確保促進法に基づく
市町村計画

令和3年12月
埼玉県
川口市

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、いかなる心身の状態にあっても、尊厳を保ち、安心して幸福に暮らせる地域社会を構築する。

(2) 区域の設定

市町村計画の区域は、以下の区域とする。

川口市

川口市医療介護総合確保区域

日常生活圏域と同じ

日常生活圏域と異なる

(異なる理由：

)

(3) 計画の目標の設定等

川口市

1. 目標

川口市においては、介護従事者の確保に関して、以下に記載する川口市の課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活ができるよう以下を目標とする。

① 市民後見推進に関する目標

認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加が社会問題となる一方で、家族機能や地縁等が弱体化しており、成年後見制度の必要性は一層高まっていくことが見込まれる。このことから、成年後見制度の普及に資するため、専門職だけでなく後見業務の新たな担い手として市民後見人の活動を推進する。

(令和3年度目標)

- ・市民後見人養成のための研修の実施

市民後見人養成研修修了者の法人後見支援員としての活動支援

(フォローアップ研修の実施 6回)

法人受任案件を市民後見人へ移行 2件 (累計 11件)

- ・市民後見人の活動を安定的に実施するための運営委員会の開催

運営委員会の実施 6回

② 介護従事者の確保に関する目標

新たな介護人材の確保を目的として、介護サービスを身近な地域の人材でまかなえる

よう、人材育成の仕組みとすそ野を広げるため、介護に関する入門的研修を行う。

・研修参加者数 30名

・就労マッチング数 5名

2. 計画期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(注) 目標の設定に当たっては、介護保険事業計画等を踏まえ、アウトプット・アウトカムに着目したできる限り定量的な視点による目標設定を行うこと。

2. 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法

川口市成年後見センター運営委員会等から意見聴取。

(2) 事後評価の方法

計画の事後評価にあたっては、川口市成年後見センター運営委員会等の意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて見直しを行うなどにより、計画を推進していきます。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 権利擁護人材育成事業 (小項目) 認知症高齢者等権利擁護人材育成事業	
事業名	【No.1 (介護分)】 川口市市民後見推進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,053千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	川口市	
事業の実施主体	川口市	
事業の期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加が社会問題となる一方で、家族機能や地縁等が弱体化しており、成年後見制度の必要性は一層高まっていくことが見込まれる。このことから、成年後見制度の普及に資するため、専門職だけでなく後見業務の新たな担い手として市民後見人の活動を推進する。	
	アウトカム指標： ・法人後見受任案件を市民後見人へ移行 2件（累計11件）	
事業の内容	成年後見制度と市民後見人の必要性について市民へ広報し、制度の理解や研修の機会を設け、研修終了者には法人後見支援員として後見業務の経験を積んでいただいた後、後見センター（後見監督人）と運営委員会の継続的な支援のもと、市民後見人として活動していただく。	
アウトプット指標	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度普及啓発・市民後見人の活動推進のための市民向け講座実施 6回 ・市民後見人養成のための研修実施 1回 ・法人後見支援員フォローアップ研修実施 6回 ・市民後見人の活動を安定的に実施するための運営委員会の実施 6回 	
アウトカムとアウトプットの関連	制度の普及啓発を行い、市民後見人の活動に興味関心を持つ方へ研修や活動支援の機会を設けることにより、市民後見人選任者数の増加および市民後見人活動の安定的・継続的実施が確保され、	

高齢者の権利擁護が図られる。							
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 1,053	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 1,053
		基金	国(A)	(千円) 702		民	(千円) 0
			都道府県 (B)	(千円) 351			うち受託事業等 (再掲)(注2) (千円) 0
			計(A+B)	(千円) 1,053			
		その他(C)		(千円) 0			
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業							
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護に関する入門的研修 (小項目) 介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業							
事業名	【No.2 (介護分)】 川口市介護保険事業者育成事業			【総事業費 (計画期間の総額)】		689千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	川口市							
事業の実施主体	川口市							
事業の期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日							
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心してサービスを利用できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：市内介護人材の増加							
事業の内容	①介護に関する入門的研修の実施 ②研修参加者と介護事業所との就労マッチング							
アウトプット指標	①研修参加者数 30名 ②就労マッチング数 5名							
アウトカムとアウトプットの関連	人材育成及び確保に関する取組の促進により、介護人材のすそ野を広げ、介護人材の増加を図る。							
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	(千円)		
		(A+B+C)		689		459		
		基金	国(A)			(千円)	公民の別 (注1)	(千円)
			都道府県(B)			(千円)		うち受託事業等 (再掲)(注2)
			計(A+B)			(千円)		(千円)
その他(C)		(千円)		(千円)				
備考(注3)								

(注1) 事業者が未定等のため、総事業費が不明の場合は、記載を要しない。

(注2) 事業者が未定で、事業者負担額が不明の場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注4) 指定管理者制度の活用など設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。

(注5) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所要見込額を記載すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。